

令和4年9月30日（金曜）

議事日程 第7号

令和4年9月30日（金曜）午前10時開議

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 第 1  | 議第146号 | 令和4年度熊本市一般会計補正予算                             |
| 第 2  | 議第147号 | 同 介護保険会計補正予算                                 |
| 第 3  | 議第148号 | 同 病院事業会計補正予算                                 |
| 第 4  | 議第149号 | 熊本市防災基本条例の制定について                             |
| 第 5  | 議第150号 | 熊本市附属機関設置条例の一部改正について                         |
| 第 6  | 議第151号 | 熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について           |
| 第 7  | 議第152号 | 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正について                 |
| 第 8  | 議第153号 | 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について                    |
| 第 9  | 議第154号 | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について     |
| 第 10 | 議第155号 | 熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                   |
| 第 11 | 議第156号 | 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                |
| 第 12 | 議第157号 | 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部改正について             |
| 第 13 | 議第158号 | 熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                  |
| 第 14 | 議第159号 | 熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 第 15 | 議第160号 | 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について                |
| 第 16 | 議第161号 | 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について           |
| 第 17 | 議第162号 | 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について         |
| 第 18 | 議第163号 | 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について               |
| 第 19 | 議第164号 | 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について       |

第 20	議第165号	熊本市体育施設条例の一部改正について	
第 21	議第166号	熊本市景観審議会条例の一部改正について	
第 22	議第167号	熊本市営住宅条例の一部改正について	
第 23	議第168号	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	
第 24	議第169号	市道の認定について	
第 25	議第170号	同	
第 26	議第171号	同	
第 27	議第172号	同	
第 28	議第173号	同	
第 29	議第174号	同	
第 30	議第175号	同	
第 31	議第176号	同	
第 32	議第177号	同	
第 33	議第178号	同	
第 34	議第179号	同	
第 35	議第180号	同	
第 36	議第181号	同	
第 37	議第182号	同	
第 38	議第183号	同	
第 39	議第184号	同	
第 40	議第185号	市道の廃止について	
第 41	議第186号	同	
第 42	議第187号	訴えの提起について	
第 43	議第188号	財産の取得について	
第 44	議第189号	同	
第 45	議第190号	同	
第 46	議第191号	工事請負契約締結について	
第 47	議第192号	同	
第 48	議第193号	同	
第 49	議第194号	同	
第 50	議第195号	同	
第 51	議第196号	同	
第 52	議第197号	令和3年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について	
第 53	議第198号	同	病院事業会計決算の認定について
第 54	議第199号	同	水道事業会計利益の処分及び決算の

		認定について	
第 55	議第200号	同	下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
第 56	議第201号	同	工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
第 57	議第202号	同	交通事業会計決算の認定について
第 58	議第203号		熊本市手数料条例の一部改正について
第 59	議第204号		工事請負契約締結について
第 60	議第205号	同	
第 61	議第206号	同	
第 62	議第207号		令和4年度熊本市一般会計補正予算
第 63	発議第19号		女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について
第 64	発議第20号		世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との深い関係を政権の責任で徹底解明し、関係を断ち切ることを求める意見書について
第 65	議員派遣の件		

午前10時00分 開議

○原亨議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原亨議長 日程第1ないし日程第61を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。倉重徹議員。

〔予算決算委員長 倉重徹議員 登壇〕

○倉重徹議員 予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

審査の経過といたしましては、まず、決算議案についての総括質疑を行い、分科会を開催し、詳細審査を行った後、締めくくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第146号「令和4年度熊本市一般会計補正予算」におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種経費について、議第197号「令和3年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」は、コロナ禍での海外派遣職員の職務状況等について、災害時の避難場所及び避難所の定義と指定について、本市ホームページの検索システムについて、まちなか再生プロジェクトの取組について、都市の景観について、中心市街地のまちづくりと地域経済活性化について、以上の事項について、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第148号、議第150号ないし議第154号、議第

156号ないし議第162号、議第164号、議第165号、議第168号、以上16件については、いずれも全員異議なく可決、議第201号については、全員異議なく可決及び認定、議第202号については、全員異議なく認定、議第146号、議第147号、議第203号、以上3件については、いずれも賛成多数により可決、議第199号、議第200号、以上2件については、いずれも賛成多数により可決及び認定、議第197号、議第198号、以上2件については、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、予算決算委員長の報告を終わります。

○原亨議長 予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。田尻善裕議員。

〔総務委員長 田尻善裕議員 登壇〕

○田尻善裕議員 総務委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

議第188号ないし議第190号「財産の取得について」は、種々論議があり、

一、救急車両等の更新に当たっては、昨今の物価高騰や半導体不足等による影響から車両価格の値上げや納期遅れが懸念されるので、社会情勢を注視しながら、適切な時期に更新できるよう努めてもらいたい。

一、旧車両の処分については、これまでの売却実績等から、より最適な処分の方法を検証してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第149号、議第155号、議第188号ないし議第196号、議第204号ないし、議第206号、以上14件につきましては、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○原亨議長 総務委員長の報告は終わりました。

環境水道委員長の報告を求めます。田上辰也議員。

〔環境水道委員長 田上辰也議員 登壇〕

○田上辰也議員 環境水道委員会に付託を受けました議第163号「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、環境水道委員長の報告を終わります。

○原亨議長 環境水道委員長の報告は終わりました。

都市整備委員長の報告を求めます。寺本義勝議員。

〔都市整備委員長 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

議第166号「熊本市景観審議会条例の一部改正について」、景観計画改定のために

新たに設置される景観審議会の専門部会の委員の選任にあたっては、専門的かつ幅広い議論に資するよう十分留意してもらいたい。また、地域には後世に継承すべき優れた景観が数多くあると思うので、地域の魅力ある景観資源の発掘等に向け、知見を有する専門家の活用を検討してもらいたい旨、意見要望が述べられました。

かくして、採決いたしました結果、議第166号、議第167号、議第169号ないし議第187号、以上21件については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、都市整備委員長の報告を終わります。

○原亨議長 都市整備委員長の報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

これより、予算決算委員会を除く各常任委員会の審査議案に関し、質疑を行います。

上野美恵子議員より、都市整備委員会の審査議案に関し、質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第166号「熊本市景観審議会条例の一部改正について」お尋ねいたします。

今回の条例改正は、景観計画の改定を進めるに当たり、各分野の専門的意見を聴取するための専門部会の設置を提案するものです。

第1に、景観審議会には、過去には市議会からも参加をしていました。いつから、どういう理由で参加しなくなったのでしょうか。また、何名入っていたのでしょうか。

2、景観審議会の構成メンバーで、議会のほかにも変更点がありますか、あればその時期と内容、理由について御説明ください。

第3に、学識、議会、環境関連団体、経済団体ほかから成る専門部会設置の理由と果たす役割、各分野の構成の内訳について御説明ください。また、公募市民の参加は予定されているのでしょうか。

第4に、今回の条例改正は、景観計画の改定に特化した専門部会の設置が理由です。現在、景観計画改定のポイントとしては、多核連携都市、緑の基本計画との整合、景観変化の比較検証と将来像設定、視点場の検証、近年策定された景観関係の施策の反映の4点と、その小項目として、駅前再整備や桜町地区完成、まちなか再生プロジェクト、まちなかウォークアブル、経年変化、屋外広告物ガイドライン、公共サインガイドライン、光のマスタープラン、歴史まちづくりなどが挙げられています。これらの項目を掲げるに当たっての協議がどのように行われてきたのか、どういう理由でポイントがこれらの項目になったのか御説明をお願いいたします。

第5に、市長は28日の締めくり質疑で、これまでの景観を守っていく、まちなか再生プロジェクトの進展で景観が壊れることはないと答弁されました。また、現行の景観計画では、その目的に景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにしと定めています。

よって、景観審議会やその専門部会としても、景観を守る、景観形成基準を守ることを原則的な立場とすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

1点目から3点目は都市建設局長に、後半2点は市長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私への3点の御質問に順次お答えいたします。

平成元年に熊本市都市景観条例を制定し、これに基づき熊本市都市景観審議会を設置いたしております。当時は、市議会議員の方を委員として4名委嘱しておりました。その後、平成15年に熊本市都市景観審議会と熊本市屋外広告物審議会を統合し、熊本市景観審議会を設置いたしました。それ以降、市議会議員の方を委員として委嘱はしておりません。その理由につきましては、資料が残っておりませんでしたので、確認できませんでした。その他の変更点といたしましては、同時期に市職員も委員構成から外しております。

次に、今回設置予定の景観計画改定のための専門部会は、計画改定に特化し、専門的、集中的に議論するため設置するものでございます。その内訳は、学識経験者3名、市議会議員、環境、経済分野各1名を含む7名程度の専門的な知見をお持ちの方に絞った委員構成としたいと考えており、公募委員は想定しておりません。

なお、専門部会で調査、審議した計画案につきましては、公募市民が委員に含まれております景観審議会にお諮りするとともに、市民アンケートやワークショップ、パブリックコメント等を通じて広く意見をいただき進めてまいりたいと考えております。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在の景観計画は、平成17年の景観法施行を受け、平成22年に策定したものであり、景観上の影響が大きい建築物等について、事前届出を義務づけるとともに、建物の高さ、色彩、緑化などについて景観形成基準を定め、指導等を行ってまいりました。また、屋外広告物の景観誘導、まちの魅力を高める歴史まちづくりの取組等も開始したところでございます。

一方で、計画策定から12年が経過したことで環境が変化し、防災力の向上や車中心から人中心へのまちづくりなど、新たな課題への対応が必要となっておりますことから、議会での御議論も踏まえ、熊本市域街路樹再生計画やくまもと花博のレガシーであるNEO GREEN PROJECTを官民連携して展開するこのタイミングが見直す時期として最適と考え、景観計画の改定に着手したところであります。

私は、景観は生活や文化を映し出す鏡であり、良好な景観は人々の心に地域への誇りや愛着を育み、住みよいまちづくりにつながると考えております。

今回の景観計画の改定によりまして、本市景観条例の目的であります、水、緑、歴史、町並み等森の都くまもとが持つ豊かな地域の特性を生かした良好な景観の保全、育成及び創造がより一層推進できるよう、専門部会や景観審議会に御議論いただきたいと考えております。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 答弁にありましたように、条例改正によって設置となります専門部会には、市議会議員は1名予定されるものの、公募市民の参加は予定されていません。

そこで、市長に再度お尋ねいたします。

熊本市景観条例では、第1条目的に「良好な景観の形成を総合的に推進し、もって文化と歴史にはぐぐまれた快適な市民生活の確保に資することを目的とする」と定められ、都市景観の形成は何よりも快適な市民生活の確保に資することを目的としています。その上で、第3条市の責務においても、「景観計画の策定その他施策の実施に当たっては、市民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない」と規定をしています。

今回の条例改正は、景観条例第7条の規定に基づき、景観計画の策定、変更等に当たっては、景観審議会の意見を聞かなければならないという定めに基づいて条例の改正を行うものです。

よって、条例の趣旨をきちんと踏まえるべきです。市の責務が市民の意見が十分に反映されるように努めなければならないとの条例の定めに従うならば、専門部会には真っ先に市民を入れるべきではないでしょうか、また、市民の代表として、市議会議員もぜひ複数入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 先ほど、局長からも答弁申し上げましたが、専門部会の方で様々な専門的な御意見をいただき、そして、専門部会の改定案を公募市民の皆さんが委員に含まれております景観審議会に諮る、そういうプロセスを取り、市民アンケート、あるいはワークショップ、パブリックコメント等を通して広く市民の皆様の御意見をいただき反映させながら進めていきたいというふうに考えております。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 専門部会で練られたもともとの案については景観審議会に諮る、そこには公募市民がいるから、取り立てて専門部会に公募委員の市民の代表を入れる必要はないという答弁であったかと思えます。

しかしながら、今回設置が予定されます専門部会というのは、今回の景観計画見直しの一番の基本となるところです。そこに市民の視点というのを欠いてしまったら、どうなっていくのでしょうか。

最初の質問の答弁にありましたように、1989年、初めて熊本市都市景観条例がつくられ、熊本市都市景観審議会が設置されたときには、市議会議員が4名も加わっており、その後、2003年に熊本市景観審議会となったときから、市議会議員への委嘱が行われていないとのことです。しかも理由は不明とのことです。しかし、最初の審議会に市民から選ばれた市民の代表としての市議会議員が4名も委嘱されていたということは、市民意見の反映を当初から重視していたからではないでしょうか。まさに景観条例の趣旨にのっとった対応であると思えます。同時に、理由も定かでない議員外しは、条例の趣旨をおろそかにするもの以外の何物でもありません。

見直し、改革と言いながら、基本となる条例の趣旨をおろそかにするような見直しは決して行うべきではありません。今回の条例改正によって設置される専門部会は、景観計画の改定こそ審議するものであっても、条例の改定までも審議するものではないということを肝に銘じておくべきです。それゆえ、予定されている各関係の専門家とともに、都市景観の主人公たる市民委員の参加、複数議員の参加はぜひ実施をしていただきたいと考えます。そうでなければ、景観計画改定の審議に一番大切な市民の視点を欠き、目的である快適な市民生活の確保に資することにはならないと思います。魂を欠いた景観計画改定とならないよう、指摘した点を踏まえた専門部会の構成をお願いいたします。

また、景観条例の趣旨を踏まえる形で、今後機会を捉え、現在の景観審議会にも市民に選ばれた市民の代表として、複数の市議会議員をメンバーとして委嘱することを検討していただくよう強く要望しておきます。

景観計画改定のポイントや改定に当たって経過を守るということを基本にしていく問題については、市長も繰り返しその重要性を述べていただいたものと理解をしておきたいと思います。その上で、景観審議会が日常開かれている審議会の中で、景観保全について種々議論されていることと思います。しかし、景観審議会の議論がもっと市民によく分かるように提示されていくことも必要であると思います。そうでなければ、目的である快適な市民生活の確保に資するというのを、景観審議会の議論を通じて市民が知る、自分たちの問題として評価することもできないからです。

過去の景観審議会の議事録は、執行部発言と委員発言がきちんと分けられ、要旨ではあっても、どういうやり取りであったのか分かりやすくまとめてありました。しかし、現在の景観審議会の議事録は全体が箇条書きとなっており、議事録とは言えないようなものになっています。議事録編集に当たっては、誰が何と言ったか分からないような議事録ではなく、執行部の説明とそれに対する各委員の見解、意見がよく分かるようにまとめること、できれば詳細な議事録をホームページに掲載すべきであると考えます。より市民に開かれた審議会になるのではないかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

指摘をした点を踏まえて、実りある景観計画の改定と充実した見直しの議論が景観審議会及びその専門部会において行われますようお願いをして質疑を終わります。

○原亨議長 都市整備委員会の審査議案に関する質疑は終わりました。

以上で質疑は終わりました。

これより採決に移りますが、議第146号、議第149号、議第197号、以上3件については別途討論の通告が提出されておりますので、これを後回しにし、その他の案件について採決いたします。

それではまず、議第147号、議第166号、議第187号、議第194号ないし議第196号、議第198号ないし議第200号、議第203号を除き一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第148号、議第150号ないし議第165号、議第167号ないし議



第186号、議第188号ないし議第193号、議第204号ないし議第206号はいずれも「可決」、議第201号は「可決及び認定」、議第202号は「認定」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第147号、議第166号、議第187号、議第194号ないし議第196号、議第198号ないし議第200号、以上9件を一括して採決いたします。

以上9件に対する関係委員会の決定は、議第147号、議第166号、議第187号、議第194号ないし議第196号はいずれも「可決」、議第198号は「認定」、議第199号、議第200号はいずれも「可決及び認定」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第203号を採決いたします。

本案に対する予算決算委員会の決定は「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立多数。

よって、本案は予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

これより、議第146号「令和4年度熊本市一般会計補正予算」について討論を行います。

那須円議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。那須円議員。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 日本共産党熊本市議団の那須円です。

議第146号「令和4年度熊本市一般会計補正予算」について賛同できない理由を述べ、討論を行います。

1点目は、社会保障・税番号制度推進経費3億円であります。

同予算は、マイナンバーカードの交付率向上のための出張申請、窓口体制の強化等に関するものであります。そもそもマイナンバーカードの取得は、法律で義務づけられておりません。政府は、2022年度末までに全ての国民にカードを行き渡らせることを目標としていますが、8月末の段階で47.4%という状況でございます。普及率を上げようと、登録した者だけが使えるマイナポイントの付与、今議会に提案されている手数料条例改定のように、通常住民票の交付200円をマイナンバーカードを介して行

うことで手数料が10円となるなど、あらゆる誘導策を講じていますけれども、国民の中への普及は進んでいるとは言えません。

DNPフォトイメージングジャパンが9月25日に公表したマイナンバーに関する2,500名を対象としたアンケートでは、取得しない理由の約3割が個人情報漏えいのリスクがあると回答していることも注目すべき点です。

現在、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野についてのみ導入されていますが、今後国家資格等の事務、自動車登録等の事務、在留外国人や在外邦人等に対する行政手続の事務など、他の分野にもマイナンバー利用を広げ、行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。より多くの情報とひもづいたビックデータの利活用価値は上がる反面、利便性の高さはセキュリティーレベルの低さと表裏一体であることが、昨年夏に発覚したドコモ口座の不正引き出し事件によってあらわなっています。さらなる個人情報の集積により、個人情報漏えいの危険は高まることを指摘しなければなりません。

マイナンバーについては、新型コロナ給付金の給付方法を論じる際に、より早急に給付できることなどで話題に上がりました。マイナンバーの普及で暮らしや社会の利便性は向上するとの思いをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、そもそも国民の税、社会保障情報を一元的に管理する共通番号の導入を求めてきたのは、財界でありました。

日本経団連は、2,000年代から各人が納めた税、保険料の額と社会保障として給付された額を比較できるようにし、可能な限り医療、介護、福祉などの給付を削減していくことを提言してきました。負担に見合った給付の名で徹底した給付抑制を実行し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を軽減していくことがこの制度の出発点にあった基本的な考えであることを認識しなければならないと考えます。

以上の点から同予算には賛同できません。

2点目は、TSMCの熊本進出を踏まえた台湾訪問に要する経費についてです。

同予算については各局にわたって計上されていますが、執行部から市長はじめ10名、議会からは議長と議会局次長の2名、12名での訪問予算であり、5日間の訪問で608万円が計上されています。

台湾との経済連携や交流を行うことについては否定するものではありません。しかし、予算を議決するこの段階においても、台湾のどこを訪れ、誰と会い、どのようなセールスを行うのかという具体的なスケジュールは調整中とのことであります。県及び県内各市町村、経済団体の方々も参加されるということではありますが、熊本市関係で12名もの訪問団で参加することが妥当であるのかも疑問であります。

物価高騰が市民の暮らしと営業に深刻な影響を与える中で、こうした訪問予算が市民から理解を得ることは難しいと考えます。同予算については賛同できません。

3点目は、小学校給食調理業務等委託、共同調理場等業務委託についてです。

給食調理業務の民間委託が進められ、今回債務負担行為補正として業者の選定、来

年度から5年間の委託経費が提案されています。

私は一般質問においても、市の業務委託により現場で働く方々の賃金が低く抑えられている実態があることを指摘いたしました。現在、民間企業の求人、共同調理場の求人がたくさん出されておりますけれども、例えば人材派遣会社Aが募集していた学校給食調理スタッフは時給860円から、人材派遣会社Bが募集していた学校給食調理スタッフの月給は13万6,000円など最低賃金ぎりぎり、年間200万円にも及ばない低水準の求人ばかりであります。調理業務の民間への委託は、ワーキングプアと呼ばれる非正規労働者を市自らが生み出している点も否めず、地域経済や雇用の面からも多いに問題があると考えます。学校給食調理業務の民間委託は改めて直営で行うべきであることを改めて指摘したいと思います。

4点目は、ウクライナ避難民生活支援経費156万円についてです。

同予算については、ロシアとの戦争の惨禍が続く中で、熊本市へ避難をしてきたウクライナ人の生活支援を行う予算であり、内容については賛同できます。しかし、財源が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金となっていることには納得できません。同交付金については、新型コロナウイルス感染症により医療や介護、暮らしや営業など、深刻な影響を受けている市民に効果的な政策を実施する原資であります。ウクライナからの避難民への支援は市の単費で実施するべきだと考えます。

最後の5点目については、長引くコロナ禍、そして物価高騰に対する本市独自の支援策や対応が予算に現れていない点であります。

同じ政令指定都市の新潟市では、物価高騰対策として住民税が非課税の世帯を対象に暖房用の灯油代として、1世帯当たり1万5,000円を支給するための費用として13億4,000万円を今9月議会に提案、そして一昨日の28日、予算は可決されました。物価高騰が市民の生活や営業にどのような影響を与えているのかしっかりと把握し、高騰した負担分の軽減対策などにしっかりと取り組んでいただくよう強く要望いたします。

以上5点、賛同できない理由を述べ、補正予算に対する反対討論といたします。

○原亨議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対する予算決算委員会の決定は「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立多数。

よって、本案は予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第149号「熊本市防災基本条例の制定について」討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第149号「熊本市防災基本条例の制定について」賛成討論を行います。

熊本地震の発災から6年がたちました。熊本市でも2016年4月に発生し、震度6強を記録した熊本地震は未曾有の被害となり、その復旧・復興は長期に及び現在も続いています。その後も大雨被害や台風の通過など、災害多発の時代にあって市民の命と財産を守るためには、災害への備えや発災した場合の対応、長期にわたる復旧・復興に当たり、行政が災害対策を最優先の課題として位置づけ取り組んでいくことが求められています。

今回、熊本市防災基本条例の制定が提案されたことは、日本共産党市議団としても多いに賛成をするものです。しかし、よりよい災害への備えと災害への対応を行っていく上で、何が重要なのか再確認し、よりよい条例であること、よりよい条例運用がなされるようお願い、提案された条例案について日本共産党市議団としての意見を述べさせていただきます。

今回提案されている防災基本条例の上位法となるのは災害対策基本法です。災害対策基本法は国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること目的として、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に災害対策関係法として制定されました。法律制定以前、防災行政が十分な効果を上げることができなかつたという防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定されたものであり、国土及び国民の命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する種々の規定を置いています。

その後、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害対策をさらに強化する改正が行われました。その柱として、1、防災に関する責務の明確化、2、総合防災行政の整備、3、計画的防災行政の整備、4、災害対策の推進、5、激甚災害に対する財政援助等、6、災害緊急事態に対する措置があり、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関や住民等の役割が規定されています。

第1に、提案されております熊本市の防災基本条例では、目的、定義、基本理念、それぞれの役割、避難所の運営と帰宅困難者対策、要支援者への支援、情報発信、教訓の活用や防災教育等となっています。しかし、これでは基本条例というにはあまりにも内容が不十分です。防災基本条例というからには災害対策基本法の構成にも倣い、総合的な視点で防災に関する組織について規定することや防災計画を条例に位置づけること、その上で災害への予防、災害の応急的対策、災害の復旧をきちんと定めておくべきです。

第2に、本市条例案では基本理念や役割の基本を自助、共助及び公助としています。しかし、災害対策基本法では国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保を第一に掲げ、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自

主防災組織、その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動の促進はこれと併せて行うことと定めてあります。

市の条例案が自助による自己責任論の上に立っているのとは反対に、国は公の責任を一番にはっきりと位置づけています。そうでなければ、災害多発時代の想定外の大災害に対応することはできないのではないのでしょうか。本市条例においても、基本理念に公の責任を第一に明確にし、それぞれの役割についても、まずは市の役割でなく、市の責務として一番に規定し、続く形で市民や事業者の役割を定めるべきです。

第3に何をしていくかという点で、防災の部分で具体的な内容がほとんどありません。防災に関する組織や防災計画を条例に規定しておくべきです。

第4に、災害の応急対策では突然避難所の運営等が出てきており、要支援者への支援、情報収集、発信以外には何の定めもありません。ここでは、応急対策の中身とその実施責任を明らかにすることが大切です。そのこと抜きには、大災害時に総合的な対応を滞りなく行うことは難しいと思います。広域プラス関係機関との連携、物資、資器材の確保、供給と避難所に限らない全ての被災者保護など、応急対策の全体を網羅すべきです。

第5に、復旧です。熊本地震の場合でも、復旧には10年、20年の長期を要しています。ここでも一番大事なことは、復旧の実施責任を明確にしておくことです。その上で、防災計画に定める復旧を滞りなく実施していかなければなりません。

第6に、第4章に多様な性の尊重が明記されていることは評価したい点です。しかし、この間の国の法改正においても、防災災害対応に女性の視点を入れる問題について種々論議されてきました。国連の女性の地位委員会が災害管理の全てで女性が平等に役割を果たすことができるようにと要請をしており、国も法改正において、市町村の防災会議に女性や障がい者等、多様な主体の参画を確保することなどを含む附帯決議を採択しています。本市条例案にも、国会の要請に基づく形で具体的な参画の方針を明記すべきであると考えますので、条例案に反映されるよう要望しておきます。

以上、条例案に必要と思う主な点を述べてまいりましたが、防災基本条例は熊本地震も含む大規模災害も想定する条例として、防災・減災、災害応急対策、災害復旧、被災者援護等を総合的に網羅しておくことは不可欠なものです。指摘した点を踏まえた名実ともに総合的な防災条例へと拡充していただくことを要望して討論といたします。

○原亨議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対する総務委員会の決定は「可決」となっております。

総務委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は総務委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第197号「令和3年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔49番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第197号「令和3年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について」問題点を指摘し、反対討論を行います。

熊本市の財政状況は、熊本地震復興計画の柱として整備された桜町再開発、熊本場ホールに補助金、整備費等で約450億円、市政史上最大の箱物投資が行われました。災害復旧には多額の費用が必要となるため、災害復旧時は不要不急の大型公共事業は凍結、先送りする機会が多い中、熊本市は桜町再開発を復興のシンボル事業として最優先で実施をしました。そういう財政運営が今の財政に反映し、公表された予算編成方針では政策的経費や経常的経費を毎年削減する厳しいシーリング予算が迫られています。

大西市長就任以来、2020年度まで4億円から10億円の経費削減が、昨年度2021年度は14億円という乾いた雑巾を絞る予算編成から、乾いた雑巾を乾燥機にかけるような一層厳しい予算縮減となりました。そういう中で2021年度決算では、普通会計の地方債現在高は約5,000億円となり、過去最大市民1人当たり約70万円の借金額となりました。過去中核市一の借金財政のときの1人約50万円をはるかに上回る借金額です。

熊本市の財政状況は、政令市の中でも経常収支比率が90.8%で6番目に高く、硬直した財政の下、財政力指数は0.7で低い方から3番目、財源には全く余裕がありません。一方で、実質公債費比率は5.4%と政令市で7番目に高く、実質的な地方債の元利償還金の負担が大きいことが示されています。

こんな借金財政のときに、桜町再開発と同規模かそれ以上の大型箱物となる市庁舎整備を強行すれば、熊本市の財政はどうなるでしょうか、財政のさらなる悪化はもちろん、必要な住民サービスがどんどん切り捨てられ、また市民への各種負担増が押しつけられることは間違いありません。それが2021年度決算にも表れています。

第一に、感染拡大から2年目となった新型コロナへの対応では約439億円が執行されました。しかし、歳入が昨年比で287億円減少し、理由としては昨年度に比べ国の給付金事業が縮小し、国庫支出金が510億円の減額となったことです。要するに、前年と比べ、長引くコロナ禍に苦しむ市民への支援の縮小です。しかも、市が実施してきたコロナ対策の多くは、国の臨時特別交付金活用によるもので、市民が強く要望した国の支援では足りない部分への市独自の支援がほとんど行われませんでした。

全国の自治体が知恵を絞り、国の支援事業への上乗せや事業の拡大を行う中で、国民健康保険の新型コロナ減免をコロナ前と比べ実施することで減免対象者を広げることや、コロナ禍に始まった国保の傷病手当金が事業主等には支給されないことなども

改善されませんでした。しかも市長は、前市長のときには約20億円を超えていた一般会計繰入れ赤字補填分を減らし続け、昨年度は前年対比で7,000万円削減の4億2,000万円でした。

このような国保に冷たい市長の考えが、国民健康保険加入者に政令市の中で3番目に高い国保料を押しつける結果となっています。熊本市より高いのは、神戸市、名古屋市であり、市民所得の現状を勘案するならば、熊本市の保険料負担が政令市一と言えるのではないのでしょうか。

コロナ禍、資格証明書の発行を中止したことは評価しますが、前市長のときと比べ5分の1以上減らした一般会計繰入れを元に戻し、国保の負担を直ちに軽減すること、コロナ減免の拡充や同じ政令市の相模原市で支給が始まる事業主へのコロナ見舞金に準じて、本市においても事業主への傷病手当等に当たる給付を実施していただくよう強く要望いたします。

売上げ減に苦しむ事業者に対しても国の支援が途絶えている中、市の独自支援をぜひ検討していただきたいと思います。特に要望があるのが、減収の事業者に対する固定費の助成や住宅、店舗リフォーム助成など、消費拡大に結びつくものですので、よろしく願いいたします。

新型コロナは、新規感染者のカウント方法の変更等もあり、今後患者の多い少ないに限らず、公的な支援の縮小も予想されます。しかし、長期に及ぶコロナ禍が残した負の財産は一挙に解消するものではありません。国や自治体の力強い後押しなしには、景気も暮らしも元には戻りません。国への引き続き支援要望とともに、市としても市民に寄り添った対応にこそ予算を投じて、市民を元気にするコロナ対策の実施をお願いしておきます。

第2に、コロナの影響で利用者減となった指定管理者への減収補填が2021年度も続きました。やむを得ない面もありますが、理解が得られないのは、多額の投資をして建設をした熊本城ホールへの指定管理料補填です。2020年度分が1億4,800万円、2020年度と合わせ2か年で約5億円の補填となりました。黒字のときの市への還元は最高で1億円、赤字になれば不足額を全て補填するやり方に問題があり、多額の補填となっています。

しかし今後、アフターコロナに向けて本格的に稼働していく場合、MICE誘致が進まなければ、つぎ込まれた税金が真に生かされているとは言えません。MICE整備基本計画の目標値では、コンベンション系が年間80件に対し、コンサート系が38件とコンサートはコンベンションを補う形になっていましたが、現状では毎年圧倒的にコンサート開催が多く、2021年度実績で学会系20件に対し、コンサート系が47件と圧倒的にコンサートが占めています。学会とコンサートでは、経済波及効果もかなり違うので、今後の運用で熊本城ホール、桜町再開発に投資された費用の是非が問われるという点も指摘しておきます。

第3に、コロナ禍に数多くの民間委託が行われました。2021年度は新たな民間委託

が150事業行われ、うち85事業は職員不足を補うものでした。一方で、職員の残業時間は前年対比で延べ9万時間も増えており、やむを得ない面もありますが、この状況は長年熊本市が定員管理計画の下に職員数を削減し続けてきて、危機管理に対応できない状況をつくり出していると言えます。この点を認識し、今後は危機管理も見越した職員体制拡充を真剣に検討すべきと考えます。

また、民間委託はそのときどきの応急手当にはなるものの、事業の継承、経験の蓄積等ができないことや職員の処遇の問題など懸念される点も多いことから、内容を精査し、安易な民間委託を行わないようお願いしておきます。

第4に、差し迫った重要な課題として温暖化対策があります。那須議員が予算決算委員会で指摘をしましたように、人類に迫られている課題への対応としては取組が不十分です。現在取り組んでいる省エネ、再エネ等の対策については、市民の要望に応えられるよう、予算額を抜本的に拡充すべきです。加えて視野を広げ、全国、世界の取組にも学びながら、事業の幅を広げていく必要があると考えます。全庁挙げての温暖化対策実施を強く要望しておきます。

第5に、市民負担増です。新型コロナの感染拡大が2年目となった2021年度は、苦しい市民生活をさらに追い詰めるように、あらゆる分野での増税、負担増が押しつけられました。長年据え置かれてきた都市計画税の税率が0.3%引き上げられ、26.5億円の増税となりました。熊本城入園料は大人500円が800円に、中学生以下の子供が200円から300円に、年間パス券は1,000円が1,600円となり、総額4.4億円の負担増です。児童育成クラブ利用料は、1か月の利用料が700円の値上げ、夏休み利用料は4,300円が9,500円へと約2倍になり、それまでなかった延長料金が1,200円徴収されることになり、年間負担増額は1億1,800万円でした。政令市の中でも、川崎、札幌、広島などは無料であり、子育て支援に対する冷たい市の姿勢が表れています。

また、市民病院の初診料も3,300円を5,500円と1.7倍に、再診料が800円から2,750円と3.4倍の値上げ、年間ベースで200万円の負担増となりました。市民病院の初診料、再診料値上げは2019年度、2021年度、2022年度と2019年度の新病院開業以来、毎年のように値上げされています。コロナ禍、医療機関へは国の支援もあり、病院事業は黒字決算です。そういう中で、病院の利用者負担が相次ぎ値上げされたことは、医療から市民を遠ざけるものとして容認できません。

第6に、市政の無駄遣いです。コロナ禍、議会として議論を凍結してきた市庁舎整備では、市長の諮問機関として本庁舎整備の在り方に関する有識者会議が設置されました。2021年は、第1回の有識者会議開催費用として報酬17万円と耐震性能分科会委員の現地視察費として13万円、合計約30万円が支出されました。議会が新型コロナ対応最優先として議論を凍結しているときに、凍結そのものを市長が申し出たにもかかわらず、水面下で市庁舎整備の検討を進める有識者会議を設置し議論を進めていくことは矛盾そのものです。しかも、建て替えの是非も含めて検討だと言いながら、会議の席上では建て替えありきのような発言ばかりが飛び交い、とてもゼロベースで議論



されているとは思えません。現地視察費が支出された耐震性能分科会は、会議の内容も会議資料も全くの非公開で、公平公正な議論であるのか疑問が持たれます。

有識者会議の中でも、特に科学的根拠を持って議論すべき耐震性能の問題は、議論の公開をしても、その結論に何ら変化はないはずで、むしろ非公開としていることで、出される結果にも疑義が持たれることになっていることを指摘しておきます。信頼ある市政のためにも、耐震性能分科会はこれまでの内容もこれからの内容も結果を待たず、直ちに公開されるよう求めます。

このほか、花畑広場整備では辛島公園整備や地下通路の改修、辛島電停移設なども含め、50億円近い事業費が使われました。2021年度の事業費は約9億7,000万円でした。特に4億6,000万円もの改修費をかけた辛島公園は、完成後の指定管理者制度導入によって、管理が民間に委ねられ、有料公園施設を設置し、1時間当たりで芝生広場の料金が3,700円、多目的広場が2,500円、花畑公園階段が380円を民間事業者が取れるようになりました。誰もが通行する階段の利用からもお金を取るような公園施設の運用は、公な施設としての都市公園の在り方を大きくゆがめるものとして絶対に容認できません。公共投資に関する市の考え方は、今後多いに改めるべきであることを指摘しておきます。

決算点につきまして、問題点を挙げてまいりましたけれども、今後は市民の願いに沿った財政運用をしていただくことを求めて討論いたします。

○原亨議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本件に対する予算決算委員会の決定は「認定」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立多数。

よって、本件は予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

○原亨議長 次に、日程第62 議第207号「令和4年度熊本市一般会計補正予算」を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 それでは、ただいま上程されました議第207号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

去る9月20日の閣議において、物価高騰への対策として、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給することが決定されました。

この決定を受け、給付金の支給に速やかに対応する必要があることから、今定例会

に令和4年度一般会計補正予算案を追加提案するものでございます。

以上が補正予算の歳出の説明であります、これを賄う財源としては全て国庫支出金を充当しております。

この結果、一般会計において52億7,500万円の増額、補正後の予算額は3,972億3,354万円となり、補正後の予算を前年同期と比較いたしますと、特別会計や企業会計も含めた全体の合計額では4.8%の増となっております。

以上で説明を終わりますが、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○原亨議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立多数。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

よって、本案は「可決」されました。

○原亨議長 次に、日程第63 発議第19号「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第19号

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月30日提出

熊本市議会議員	大	寫	澄	雄
同	井	本	正	広
同	津	田	征	士郎
同	田	中	誠	一
同	澤	田	昌	作
同	高	本	一	臣

同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	大 石 浩 文
同	小佐井 賀瑞宜
同	藤 永 弘
同	西 岡 誠 也
同	福 永 洋 一

熊本市議会議長 原 亨 様

意 見 書 （案）

地方における女性デジタル人材の育成を強力に推進するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

女性デジタル人材育成は、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要であります。政府は令和4年4月26日、女性デジタル人材育成プランを取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得と、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すとしました。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度な偏在の緩和や、感染症等のリスク低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところであります。

よって、政府におかれては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 全国どこに住んでいても、また、育児や介護などによる時間的な制約があっても、デジタルスキルの習得・向上が可能となるよう、オンライン学習環境の整備や託児サービス付き訓練コース等の実施に対する支援を積極的に行うこと。
- 2 テレワークを活用し、OJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供した上で、テレワーク可能な企業のあっせんや紹介を全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行においては、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信し、全国各地への横展開を図ること。
- 4 本プランの着実な遂行のため、十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
デジタル大臣  
男女共同参画担当大臣  
デジタル田園都市国家構想担当大臣

宛（各通）

○原亨議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立多数。

よって、本案は「可決」されました。

○原亨議長 次に、日程第64 発議第20号「世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との深い関係を政権の責任で徹底解明し、関係を断ち切ることを求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第20号

世界平和統一家庭連合（旧統一協会）と政界との深い関係を政権の責任で徹底解明し、関係を断ち切ることを求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和4年9月30日提出

熊本市議会議員 西岡 誠也

同 福永 洋一

同 上野 美恵子

同 那須 円

熊本市議会議長 原 亨 様

意見書（案）

家庭連合の活動による被害の防止と政治・行政への信頼回復を図るため、岸田政権の責任で家庭連合と政界との関係の実態を解明し、その断絶に取り組まれるよう要望いたします。

（理由）

世界平和統一家庭連合（略称・家庭連合、旧統一協会）と政治家との癒着関係、家庭連合による政界工作の実態が次々と報道で明るみに出されています。

国会議員、地方議員を問わず、家庭連合の集会や式典などに出席し、祝辞を述べ、祝電を打つという行為が目立っています。また一方では、別の名称を名のったイベントを開催し、そこに議員が参加したり、自治体や報道機関などからの後援が行われるなどしています。こうした行為は、いかにも家庭連合の活動が社会的に承認されており、問題のない団体・イベントであるという「お墨付き」として利用されています。

家庭連合は、統一協会と名のっていた頃から、信者の人権を抑圧し、靈感商法による金銭的搾取と家庭の破壊等の深刻な被害をもたらしてきた反社会的な団体であり、家庭連合に名前を変えてもその体質は変わっていません。家庭連合の正体を知らずに、祝電や集会・イベントへの参加、後援を行っていたとしても、政治家や自治体等による「お墨付き」は、結果的には家庭連合による反社会的な活動を容易にし、また是正を困難にするものとして悪用されます。

こうした状況を根絶し、新たな被害を生み出さないようにするためには、家庭連合からの工作によって形成されてきた癒着関係の実態を明らかにし、それを断ち切るための取組・ルールづくりが決定的に必要です。それは個人任せではなく、政権・政界を挙げて取り組まなければならないことです。

よって、政府におかれては、家庭連合の活動によってもたらされる被害の防止と、政治・行政への信頼回復のためにも、岸田政権が先頭に立って家庭連合と政界との関係の実態を解明し、その関係を断ち切る取組を進められるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 }  
文部科学大臣 } 宛（各通）

○原亨議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○原亨議長 起立少数。

よって、本案は「否決」されました。

○原亨議長 次に、日程第65「議員派遣の件」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議員派遣の件

令和4年9月30日

地方自治法第100条第13項及び熊本市議会会議規則第148条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| (1) 派遣目的 | 第280回熊本県市議会議長会出席のため  |
| (2) 派遣場所 | 人吉市                  |
| (3) 派遣期間 | 令和4年10月12日（水）～13日（木） |
| (4) 派遣議員 | 園川良二議員（副議長）          |

○原亨議長 それでは採決いたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

よって、本件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原亨議長 御異議なしと認めます。

よって、変更する場合には本職に一任することに決定いたしました。

---

○原亨議長 以上で第3回定例会の議事は全部終了いたしました。

---

○原亨議長 では、これをもちまして、第3回定例会を閉会いたします。

午前11時06分 閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和4年9月30日

出席議員 48名

1番	原 亨	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	原 口 亮 志
29番	田 中 敦 朗	30番	紫 垣 正 仁
31番	小佐井 賀瑞宜	32番	寺 本 義 勝
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹
46番	三 島 良 之	47番	坂 田 誠 二
48番	白河部 貞 志	49番	上 野 美 恵子

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	三 島 健 一
文化市民局長	横 田 健 一	健康福祉局長	津 田 善 幸
環 境 局 長	早 野 貴 志	経 済 観 光 局 長	田 上 聖 子
農 水 局 長	大 塚 裕 一	都 市 建 設 局 長	井 芹 和 哉
消 防 局 長	福 田 和 幸	交 通 事 業 管 理 者	古 庄 修 治
上下水道事業 管 理 者	田 中 陽 礼	教 育 局 長	遠 藤 洋 路
中 央 区 長	岡 村 公 輝	東 区 長	本 田 昌 浩
西 区 長	河 本 英 典	南 区 長	江 幸 博
北 区 長	小 崎 昭 也		

職務のため出席した議会局職員

局 長	富 永 健 之	次 長	潮 永 誠
議 事 課 長	池 福 史 弘	政 策 調 査 課 長	上 野 公 一